

被害者を死亡させた自転車事故も発生しており、多額の賠償額の支払いが命ぜられています。

事故の概要	判決認容額
男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、 歩道と車道の区別のない道路 において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 【神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決】	9,521万円
男子高校生が夜間、 イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走 し、職務質問中の警察官（25歳）と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。 【高松高等裁判所、令和2（2020）年7月22日判決】	9,330万円
男子高校生が昼間、 自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断 し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。 【東京地方裁判所、平成20（2008）年6月5日判決】	9,266万円
男性が夕方、 ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入 、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 【東京地方裁判所、平成15（2003）年9月30日判決】	6,779万円
男性が昼間、 信号表示を無視して高速度で交差点に進入 、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 【東京地方裁判所、平成19（2007）年4月11日判決】	5,438万円

注 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた概算額であり、上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

出典：一般社団法人日本損害保険協会